

東京学芸大学附属小金井中学校

教育職員等による性暴力等の防止等に関する基本方針

令和5年3月8日制定

令和5年3月8日施行

令和5年5月31日改正施行

令和6年4月17日改正施行

I. 学校管理体制指針

1. 性暴力等の防止等に関する基本的な考え方

本校は、教育職員等による生徒に対する性暴力等（以下「性暴力等」という。）が、重大な違法行為であり、生徒の権利を著しく侵害し、生徒に対し生涯にわたって回復しがたい心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであるとの認識を徹底する。ここでいう性暴力等とは、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）に定められた「児童生徒性暴力等」のことであり、「刑法」（明治40年法律第45号）、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」（昭和39年条例第181号）等の関連法令の関連規定をあわせて認識を深める。

本校は、この原則に則して、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組むことができるよう、保護者及び関係者と連携を図りながら、学校全体で性暴力等の防止、早期発見、対処に取り組む。

2. 性暴力等の防止等のための組織

- (1) 本校に、性暴力等防止等委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会は、校長、副校長、主幹教諭、養護教諭によって構成される。
- (3) 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (4) 委員会は、重要な個別事項の対処について必要と認める場合、スクールライフ委員会等の外部組織に調査等を委ねる。

3. 性暴力等の防止等のための措置

- (1) 本校の教育職員等に対し、定期的に性暴力等の防止等に関する研修を行い、その成果を検証する。
- (2) 生徒に対し、定期的に性暴力等に関する理解を深めるための啓発教育を行う。
- (3) 生徒及び保護者に対し、アンケート等により、定期的に性暴力等の早期発見のための調査を行う。
- (4) 性暴力等に関する個別の相談、申し立てを受け付ける窓口を設置し、個別的な対応を図る。
この窓口は、管理職が管理する。
- (5) 生徒が性暴力等を受けたと思われるときは、保護者及び関係者と連携を図り、適切かつ迅速に当該生徒を保護し、対処する。
- (6) その他、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年文部科学大臣決定）等に則り、必要な措置を講じる。

II. 教職員の行動規範

1. 生徒からの相談等や生徒指導上の諸問題は、一人で抱え込むことなく、教職員集団で情報を共有し、チームで対応する。
2. 密室になるような場所で生徒と二人きりになって個別の指導をすることは原則として行わない。なお、緊急性等があり、やむを得ず密室での一対一の個別の指導が必要な場合は、可能な限りドアや窓を開放し、可及的に密室状態をなくして行い、事後に管理職に報告する。
(補足) 一対一の指導を行うのは児童生徒等の人権・学習権保障上必要と認められる場合に限るとともに、やむを得ず一対一の指導を行う場合においても、可能な限りドアや窓を開放し、可及的に密室状態をなくす。(令和4年9月28日職員会にて校長指示)
3. 生徒に対し、指導上不必要的身体接触は行わない。
4. 教職員個人のスマートフォンやデジタルカメラ等を使用して、生徒の撮影は行わない。
5. SNS等を用いた生徒及び保護者等への連絡に関しては、「東京学芸大学附属学校教職員によるSNS等を用いた児童生徒等への連絡に関するガイドライン」(令和4年9月9日副学長通知)及びそれに係る本校内規等に従う。
6. 生徒と学校外で個人的に会うことはしない。また、生徒を教職員の自宅等に招き入れたり、自家用車等に同乗させたりしない。
7. 校務以外の用務のために、生徒及び保護者等と本校の施設内において活動してはならない。やむを得ず、当該用務のため学校施設を利用したい場合は、事前に管理職の許可を得る。
8. 他の教職員が、学校内外において、生徒に対し不適切な言動を行ったことを見たり聞いたりした場合は、速やかに管理職に報告する。
9. 校務の遂行上、本行動規範に抵触するおそれがある場合は、必ず事前に管理職に相談する。
10. 大学との共同研究や連携、及び社会・地域との連携事業等、教育課程外の活動においても、本行動規範を遵守するものとする。